

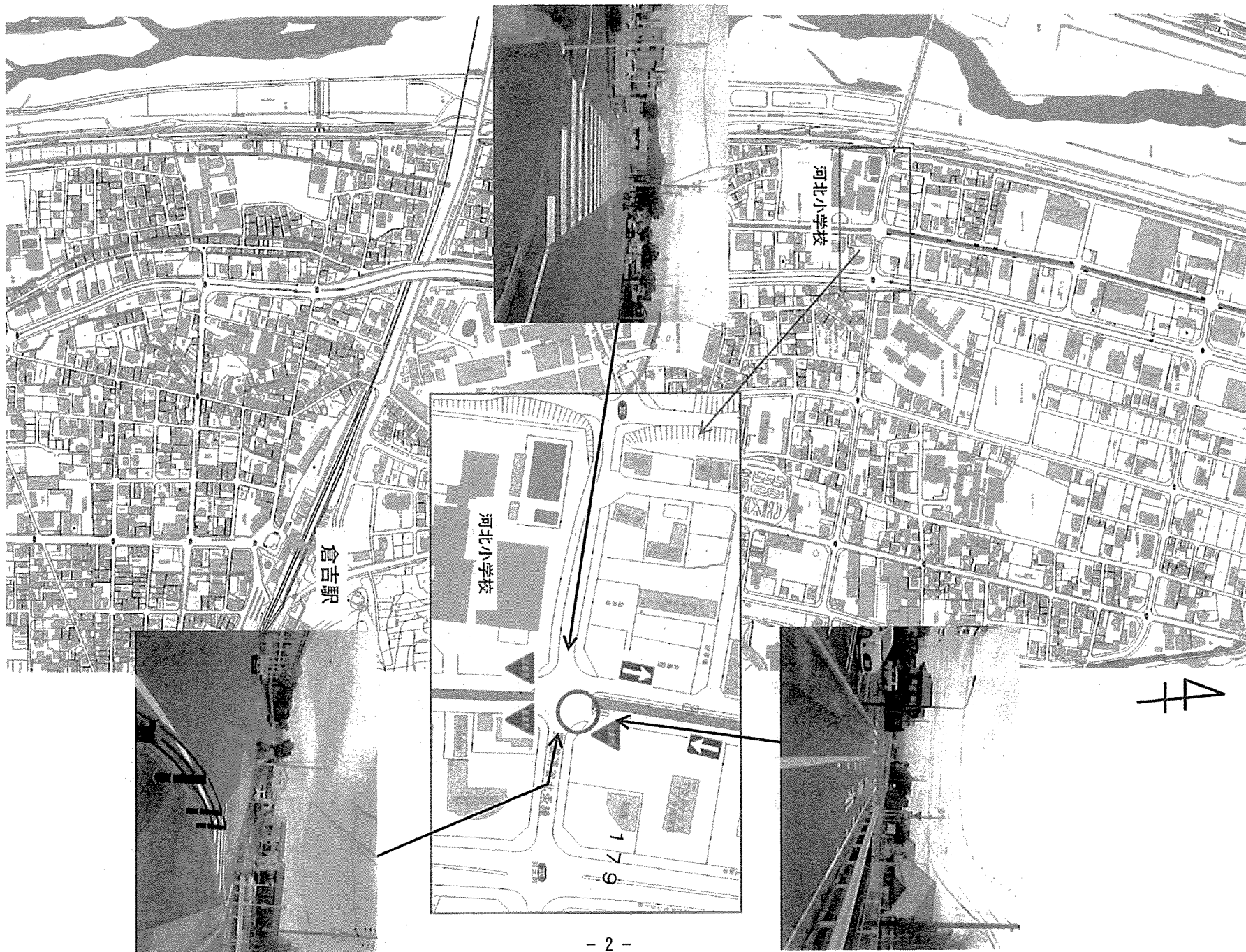
請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成28年9月15日

警 察 本 部

陳情（新規分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年－21 (28. 8. 23)	警 察	河北小学校付近の道路における交通安全の確保について 鳥取県倉吉市 個人	【場所】 県道清谷北条線と倉吉市道海田西町1丁目清谷町2丁目2号線との交差点 【現状】 天神橋方向から河北小学校方向への倉吉市道は、川を挟んだ東側道路が南方への一方通行、西側道路が北方への一方通行であり、付近は商業施設が建ち並んでいる。 交差点の交通規制は、平成14年に南進する市道に一時停止規制を実施し、さらに、平成23年に県道を隔てた河北小学校前の市道2か所に一時停止規制を実施している。 【取組状況】 一時停止規制標識を、通常の反射式から自発光式に変更し、道路表示の「止まれ」を強調することを検討していく。 また、横断歩道標示を、通常のものから、夜間、自動車のライトに反射するガラスビーズをより多く含んだ高輝度のものに変更することを検討していく。



陳情（新規分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
陳情 28年-23 (28.9.12)	警 察	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例における現行の16歳未満の年少者に係るゲームセンターへの立ち入り制限の維持について <	

陳情（繼續分）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況									
陳情 28年-10 (28.3.14)	警 察	16歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和について	【現状】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例は、平成27年6月24日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律を受け、平成27年12月21日に県議会において一部改正案が可決され、本年6月23日に施行された。 ゲームセンター等営業への18歳未満の者の客としての立ち入らせについて「都道府県の条例により、保護者の同伴を求めることができる等の制限を定めることができる」と法改正された部分については、ゲームセンター等営業の実態等を踏まえ、今後、教育委員会、教育関係者、保護者等から幅広く意見を聴取した上で、その在り方について検討することとした。 【取組状況】 本年5月から8月の間、教育委員会と連携して実施した学校における指導実態の調査の結果、県下の小中学校の約8割がゲームセンターへの立入を全面禁止していた。 本年9月、この調査結果を踏まえ、小学校長会、中学校長会、PTA協議会から意見聴取を実施した結果、ゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和には反対意見であった。 今後も、条例による適正な規制により、善良な風俗と清浄な風俗環境の保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止が実現されるよう、引き続き関係機関等と連携して県民の意見を把握し、条例の整備及び適正な適用に努めてまいりたい。 <参考>小中学校におけるゲームセンターへの立入りに関する指導状況（速報値） <table><tr><td>全面立入禁止</td><td>153校</td><td>80%</td></tr><tr><td>保護者同伴であれば立入り可</td><td>36校</td><td>19%</td></tr><tr><td>その他</td><td>2校</td><td>1%</td></tr></table> その他は、「特に指導なし」小学校1校、「保護者の判断に委ねる」小学校1校 調査対象は教育委員会が公表する小中学校一覧による (小学校131校 中学校60校 合計191校)	全面立入禁止	153校	80%	保護者同伴であれば立入り可	36校	19%	その他	2校	1%
全面立入禁止	153校	80%										
保護者同伴であれば立入り可	36校	19%										
その他	2校	1%										
		株式会社アミパラ										